平成２２年（フ）第２７７３号
名古屋市中川区中郷５丁目58番地　プレステージ中郷302号
債務者　島尻百合恵（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９６号
函館市新川町２番20号
債務者　佐藤　佳久
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
函館市堀川町17番19号
債務者　沢木　清光
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４１号
函館市山の手２丁目９番８号
債務者　平田　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５４５号
函館市美原４丁目36番７号
債務者　池田　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
群馬県沼田市白沢町上古語父2147番地
債務者　丹羽　將浩
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
奈良県橿原市常盤町176番地の８　常盤マンション５号館203号室
債務者　丸屋　智子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
奈良県橿原市四条町256番地の１　市営住宅８―102号
債務者　上田　修治
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
奈良県大和高田市大字神楽190番地の１
債務者　後藤　英往
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
奈良県大和高田市大字神楽190番地の１
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
奈良県橿原市膳夫町557番地の３　シャルマンコーポ八木東519号
債務者　山田　淑子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
奈良県橿原市四条町241番地の１　四条市営住宅Ｄ―９
債務者　喜多　佳与
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
三重県伊勢市楠部町46番地20
債務者　近田　富男
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
山口県宇部市大字妻崎開作507番地
債務者　國實　淳一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４９号
静岡県掛川市中2611番地の１
債務者　與儀呂成斗
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１４号
沖縄県那覇市田原１丁目８番地２　大高産業ハイツ402
破産者　長尾　靖彦
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２４９号
富山市下新町19番12号
破産者　有限会社エムプランニング
1　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
2　一般調査期日　平成23年１月17日午前10時15分
平成22年11月15日　　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０２５７号
大阪府枚方市伊加賀栄町20番４号
破産者　有限会社三和開発
1　破産債権の届出期間　平成22年12月17日まで
2　一般調査期日　平成23年１月31日午後３時30分
平成22年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部